

基礎疾患を有する18～59歳の人の 新型コロナワクチン4回目接種券について

内容 次の人が新型コロナワクチン4回目接種を希望する場合は、接種券の交付申請が必要です。

◆申請が必要な人

3回目接種から5カ月が経過した18～59歳の人で、次のいずれかに該当する人

1.基礎疾患を有する人

(1) 以下の病気や状態の人で、通院／入院している人

- ・慢性の呼吸器の病気
- ・慢性の心臓病(高血圧を含む)
- ・慢性の腎臓病
- ・慢性の肝臓病(肝硬変など)
- ・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病
- ・血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く)
- ・免疫の機能が低下する病気(治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む)
- ・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害など)
- ・染色体異常
- ・重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)
- ・睡眠時無呼吸症候群
- ・重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している※、または自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している※場合)

※精神障害者保健福祉手帳や療育手帳を所持している人は、通院/入院をしていない場合も該当

(2) BMI30以上の人

$BMI = \text{体重(kg)} \div \text{身長(m)} \div \text{身長(m)}$ BMI30の目安…身長170cmで体重87kg、身長160cmで体重77kg

2.新型コロナウイルス感染症にかかった場合に重症化リスクが高いと医師に認められた人

4回目接種の対象者に該当するかどうか不明な場合は、かかりつけ医などと事前にご相談ください。

◆申請方法

- ・市ホームページの申請フォーム
- ・電話(コールセンター) ☎0570・095675
[平日]9時～18時 [土・日・祝]9時～17時
- ・申請書を市に提出(持参・郵送)

申請書は、市役所、各出張所などに設置しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

宛先 〒856-8686(住所不要) 新型コロナウイルス感染症対策室



▲申請フォーム



◆注意

申請は、3回目接種から5カ月経過する前からすることができますが、接種券の発送は3回目接種から5カ月経過後になりますので、ご了承ください。

令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

- 内 容** 令和4年度分の住民税非課税世帯等(既に本給付金の支給を受けた世帯等を除く。)に対し、臨時特別給付金を支給します。
- 支 給 額** 1世帯あたり10万円
- 対象世帯** 令和3年12月10日において市町村の住民基本台帳に記録されている人で、次の①または②に該当する世帯

①令和4年度 住民税非課税世帯	令和4年6月1日において、世帯員全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯
②家計急変世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の家計が急変し、世帯の全員が令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯 ※令和4年6月1日以降は、令和3年12月以前の収入に基づく申請はできません。

◎ **受給は1世帯1回限り。既に本給付金を受給された世帯は対象外です。**

- ※①②いずれの場合も世帯員全員が住民税均等割が課税されている人の扶養親族である世帯を除きます。
- ※①②の重複受給はできません。
- ※①②いずれの場合も令和4年6月1日において同一世帯に同居していた親族について、翌日以降の住民票の異動により、同一住所において別世帯とする世帯の分離の届け出があったものは、同一世帯とみなします。

◆ **必要な手続き**

令和4年度 住民税非課税世帯	支給対象と思われる世帯の世帯主宛に支給要件確認書を送付します。支給要件を確認の上、必要事項を記入し、市へ返送してください。 ※確認書の送付がない世帯は申請が必要です。
家計急変世帯	申請が必要です。申請書・必要書類(家計の状況がわかる書類など)をご提出ください。

◆ **手続きの開始時期および提出期限**

令和4年度 住民税非課税世帯	確認書	現在、本給付金の対象者の調査および確認書の発送準備を行っています。準備が整い次第、発送します(7月中旬以降発送予定)。
	申請書	準備が整い次第、受け付けを開始します(7月中旬以降受け付け開始予定)。
家計急変世帯	申請書	現在、受け付け中です。 提出期限 9月30日(金)

※令和4年度住民税非課税世帯分の手続きの開始時期などは、決まり次第、あらためて「広報おおむら」、市ホームページなどでお知らせします。

◆ **申請窓口** 福祉総務課(本庁1階)

- ※審査の結果、不支給となる場合があります。
- ※詳しくは、市ホームページをご確認ください。



▲市ホームページ

令和3年度住民税非課税世帯の人へ

令和4年2月下旬に送付した確認書の提出期限を9月30日(金)まで延長します。手続きがお済みでない人は、お早めに確認書をご提出ください。

●市非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター ☎46・5256(平日9時~17時)

マイナポイント第2弾・出張申請受け付け

マイナポイント第2弾の実施概要について

① マイナンバーカードを取得した人で、マイナポイント第1弾に申し込んでいない人

(マイナンバーカードをこれから取得される人も含みます。)

付与されるポイント 最大5,000円相当

マイナンバーカードの交付申請期限 9月30日(金)

マイナポイントの申込期限 令和5年2月28日(火)

※令和3年12月末までにマイナポイント第1弾に申し込んだ人で、まだ20,000円のチャージやお買い物を行っていない場合(最大5,000円分までポイント付与を受けていない人)は、令和4年1月1日以降も引き続き、上限(5,000円相当)までポイントの付与を受けることができます。

② マイナンバーカードの健康保険証としての利用申し込みを行った人

③ 公金受取口座の登録を行った人

(既に利用申し込み登録を行った人も含みます。)

付与されるポイント ②③各7,500円相当

申込開始 6月30日(木)

マイナンバーカードの交付申請期限 9月30日(金)

マイナポイントの申込期限 令和5年2月28日(火)

※円滑なマイナポイント取得のため、健康保険証利用申し込みおよび公金受取口座の登録は早めに行ってください。

◆ 土日の窓口開庁

マイナポイント第2弾の申し込みが6月30日(木)から始まることに伴い、開始直後の7月2日(土)と7月3日(日)の8時30分～12時は、マイナンバーカードに関する手続きを臨時的に一部拡充して窓口を開庁します。

【利用可能な手続き】

マイナンバーカード交付申請受け付け、電子証明書発行/更新、電子証明書暗証番号再設定、マイナポイント申し込みサポートなど

※7月2日(土)は、住民異動届や証明書の発行などの手続きも通常どおり受け付けます。

各種手続きに必要なものなどは、市ホームページからご確認ください。

ご不明な点などは、事前にお問い合わせください。



▲市ホームページ

7月のマイナンバーカード出張申請の受け付け

内容 職員が市内各所に出向き、マイナンバーカードの交付申請を受け付けます。申請は写真撮影も含めて10分～15分で完了し、カードはご自宅に郵送でお届けします。

※必要書類に不足があった場合など、カードは住民票所在地の役所などでの受け取りになることがあります。

対象 マイナンバーカードの交付申請を行っていない県民(本人のみ)

定員 各日30人程度

持参 ①個人番号通知カードまたは個人番号通知書

②本人確認書類([A2点]、[A1点+B1点]、[B2点]のいずれか)

A: 写真付身分証(運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など)

B: A以外の書類(健康保険証、年金手帳、福祉医療費受給資格者証など、氏名・生年月日または氏名・住所が記載されたもの)

③住民基本台帳カード(お持ちの人のみ)

※市民課マイナンバーカード窓口で常時申請を受け付けています(無料写真撮影サービスあり)。

※新型コロナウイルス感染予防対策(マスク、手指消毒など)をお願いします。

※新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、延期または中止する場合があります。

7月	時間	場所
4日(月)	10:00 12:00	松原出張所
6日(水)		三浦 //
7日(木)		萱瀬 //
11日(月)		福重 //
12日(火)		中地区公民館
20日(水)		竹松出張所
21日(木)		郡コミセン
27日(水)		
29日(金)		

企業、地域団体などへのマイナンバーカード出張申請受け付け(市ホームページ) ▶



マイキープラットフォームのメンテナンス

内容 マイナポイントの申し込みや申込状況の照会ができるマイキープラットフォームのメンテナンスが実施されます。

※市役所窓口でのマイナポイント申し込みサポートも利用できません。なお、マイナポータルに影響はありませんので、公金受取口座の登録など、マイナポータルを使用する作業は引き続きご利用いただけます。

メンテナンス日時	6月25日(土)～30日(木) 午前中
利用できない機能	マイナポイントの申し込みや申込状況の照会など、全てのメニューが利用できません。

令和5年度から保育士確保対策を強化します

◆ 保育士等就職祝金(拡充)

内容 令和5年度から令和7年度の3年間限定で、市内の教育保育施設に就職すると最大50万円を支給します。市内在住者も保育士等就職祝金の対象とします。また、県外・市外在住者については、支給額を増額します。

区分	支給額	要件
市内在住者(新規)	5万円	潜在保育士、市外園から転職する人
市外在住者(増額)	20万円	市外から本市に就職する人
県外在住者(増額)	35万円	県外から本市に就職する人 県外の養成校を卒業した新卒の人

◆ 保育士等継続応援金(新設)

内容 市内で働く保育士などに今後も継続して働いていただけるように応援金を支給します。

区分	支給額	要件
4年目の職員	5万円	4月1日時点で勤続3年以上4年未満で、翌年度以降も継続して勤務する意思がある人
7年目の職員	10万円	4月1日時点で勤続6年以上7年未満で、翌年度以降も継続して勤務する意思がある人

◆ 保育士等が働きやすい環境を整えています

保育コンシェルジュ 園での就職や復職を希望している人のサポートを行っています。市内の園のことや園見学、制度のことなど、まずはお気軽にご相談ください。

子育て支援員 保育士等のサポートを行う子育て支援員の養成・配置補助を行い、保育士等の負担を軽減しています。

後期高齢者医療制度のお知らせ

保険証の更新

◆ 被保険者証(保険証)

内容 現在ご使用の保険証の有効期限は、7月31日までです。新しい保険証を7月中に郵送しますので、記載内容を確認し、8月1日からお使いください。なお、更新手続きは必要ありません。
※有効期限の過ぎた保険証は、細かく裁断し破棄するか、国保けんこう課(または最寄りの出張所)へお返しください。

◆ 限度額適用・標準負担額減額認定証

内容 医療機関等の受診時に提示することで、窓口での支払い(保険適用分)が自己負担限度額までになり、食事代も減額されます。

認定証の交付を受ける場合は、国保けんこう課で申請手続きを行ってください。

申請に必要なもの 保険証

認定の対象となる人 住民税非課税世帯に属している人(同一世帯の全員が住民税非課税の場合に限ります。)

既に交付を受けている人 現在ご使用の認定証の有効期限は、7月31日までです。引き続き対象となる人には、新しい認定証を保険証と同封して7月中に郵送します(申請不要)。

保険料の決定

◆ 保険料の決定通知書(兼納入通知書)の送付

内容 令和4年度の保険料を、7月中旬に決定通知書(兼納入通知書)でお知らせします。納付方法については、年金天引き(特別徴収)、納付書払い、口座振替と各個人で異なりますので、納入通知書と同封された案内で必ずご確認ください。